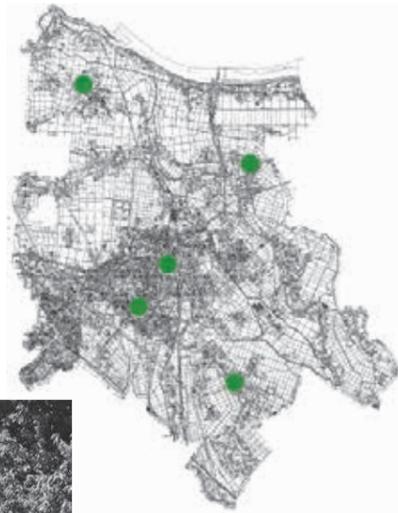


市内の主要交差点に防犯カメラを設置しました

市では、公共施設管理や駅前防犯対策として防犯カメラを設置していますが、さらなる安全・安心の確保を目的として、市内の主要交差点5カ所に防犯カメラを設置しました。

設置場所は、交通量の多い箇所、過去に交通事故が発生した場所、事件発生時の犯行場所や犯人の逃走経路などを警察署と協議し、決定しました。

▶設置場所 南河原交差点、荒木交差点、桜町交差点、佐間地内交差点、埼玉交差点



設置した防犯カメラ



防犯カメラからの様子

特殊詐欺対策電話機等購入費補助金を交付しています

市では、特殊詐欺対策がされている固定電話または固定電話機に取り付ける外部装置を購入する世帯に対して補助金を交付しています。

▶対象 次の全ての要件を満たす方

- ・市内に居住する65歳以上の方または65歳以上の方が属する世帯の方
- ・申請者および世帯員に市税の滞納がない方
- ・申請者および世帯員が暴力団員でない方
- ・令和6年度中に補助を受けていない方

▶対象となる特殊詐欺対策電話機など

次のいずれかの機能を有する固定電話機または固定電話機に接続して使用する機器

- ・電話の着信時に電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中に自動的に通話内容を録音する機能
- ・警察などの迷惑電話番号データベースに登録された情報により、迷惑電話番号からの電話を自動判別して着信を拒否し、またはランプなどで警告表示する機能

▶補助金額 購入金額の2分の1※上限1万円

▶申し込み 地域活動推進課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、直接同課に提出してください。



市ホームページ

▶問い合わせ 同課くらし安心担当(内線211)

住宅用防犯カメラ設置補助金を交付しています

市では、犯罪の抑止や犯罪発生時に証拠を保全することができる住宅用防犯カメラを自己の住宅に設置する世帯に対し、補助金を交付しています。

▶対象 次の全ての要件を満たす方

- ・市内に居住する住宅に新たに住宅用防犯カメラを設置する方(アパート、借家、別荘などを除く)
- ・申請者および世帯員に市税の滞納がない方
- ・申請者および世帯員が暴力団員でない方
- ・令和6年度中に補助を受けていない方

▶対象となる住宅用防犯カメラ

- ・屋外に継続して設置し、24時間常時録画する機能を備えたもの
- ・夜間も撮影できるもの

▶補助金額 購入金額の2分の1※上限3万円

▶申し込み 地域活動推進課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、直接同課に提出してください。

▶その他 既に設置している、または工事に着工している住宅用防犯カメラは補助の対象になりません。必ず着工前に申請してください。



市ホームページ

トラック型防犯ブザーが寄贈されました



渡辺教育長に目録を手渡す
新井支部長(中央)と赤羽副支部長(右)

3月21日、一般社団法人埼玉県トラック協会行田支部長の新井宏幸さんと、副支部長の赤羽一真さんが教育委員会を訪れ、子どもたちの安全を願い、光るトラック型防犯ブザー492個が寄贈されました。

このたび寄贈された防犯ブザーは、児童たちの日常生活の安全・安心などに役立つことが期待され、市内全小中学校の新入学児童に配布しました。

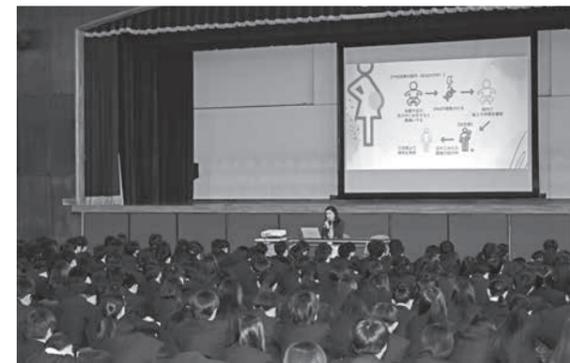
▶問い合わせ 教育指導課 ☎556—8316

進修館高等学校でプレコンセプションケア講演会を開催しました

3月13日、県立進修館高等学校、大塚製薬株式会社、市が連携して同校の1、2年生を対象にプレコンセプションケアについての講演会を開催しました。

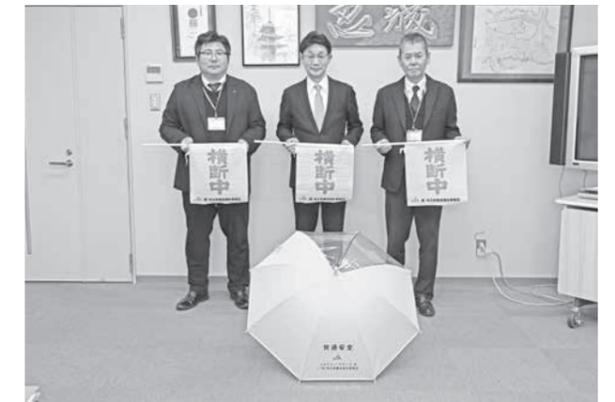
プレコンセプションは妊娠前の体づくりを対象とした取り組みですが、市では一生涯の健康づくりのための施策として、ライフステージごとの取り組みを推進しています。

講演会では、三戸麻子さん(国立成育医療研究センター)から参加した生徒らに、自身の未来を想像して近い将来の仕事と妊娠・出産などのライフイベントの両立など、自らのライフデザインの描き方について語られました。



▶問い合わせ 健康課(内線361)

交通安全用資材(横断旗・傘)が寄贈されました



渡辺教育長に横断旗、安全傘を渡した
柿沼前基幹支店長(右)と加藤支店長(左)

3月12日、JAほくさい前行田中央支店基幹支店長の柿沼宏政さんと前行田中部支店長の加藤健司さんが教育委員会を訪れ、子どもたちの通学時の交通安全を願い、横断旗400本、安全傘260本が寄贈されました。

このたび寄贈された交通安全用資材は、児童の交通安全などに役立つことが期待され、市内全小中学校に配布しました。

▶問い合わせ 教育指導課 ☎556—8316

行田市地域福祉推進計画を策定しました

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して、生き生きと暮らせるよう、地域住民や行政、社会福祉関係者などが協力しながら、地域のさまざまな福祉課題の解決に取り組み、地域をより良いものにしていくとする考え方です。

このたび、本市の地域福祉を推進するための基本計画である「行田市地域福祉推進計画」を策定しました。

本計画は、関連施策のより一層の連携を推進する観点から、地域福祉と関わりが深い「行田市重層的支援体制整備事業実施計画」、権利擁護の推進を目的とした「成年後見制度利用促進基本計画」および罪を犯してしまった人の再犯防止を目的とした「再犯防止推進計画」を包含した地域福祉の総合的な計画として策定しています。

今後はこの計画に基づき、市、社会福祉協議会、地域、市民の皆さんが共に助け合い、協力し、支え合う「地域共生社会」の実現に取り組んでいきます。

▶計画の基本理念 「誰もがお互いに支えあい、自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち 行田」

▶計画期間 令和7年度～令和11年度(5年間)

▶閲覧場所 市政情報コーナー、市ホームページ、地域共生社会推進課、総合福祉会館「やすらぎの里」、行田市社会福祉協議会ホームページ

▶問い合わせ 同課地域福祉担当(内線354)または行田市社会福祉協議会地域福祉担当 ☎557—5400